議事概要

＜委員会概要＞

委員会名称：企業主導型保育事業点検・評価委員会（第17回）
日　　時：令和６年３月26日（火）14：00～16：00
場　　所：霞が関ビルディング21階　成育局第一会議室
出　席　者：（委員会委員）
石毛 和夫委員、忽那 ゆみ代委員、馬場 充委員、
平川 祥子委員、的場 康子委員、吉田 正幸座長、渡辺 将委員
（こども家庭庁）
藤原 朋子成育局局長、黒瀬 敏文審議官（成育局担当）、
伊藤 涼子成育局認可外保育施設担当室長、
村井 咲音成育局認可外保育施設担当室室長補佐
（公益財団法人児童育成協会）
望月 弘晃業務執行理事、安村 邦彦企業主導型保育事業本部長、
林 克彦事務局長、藤田 智夫企業主導型保育事業本部企画部長
配 付 資 料：次第
資料１：令和５年度の企業主導型保育事業について
（児童育成協会の評価について（補助事業））
資料２：令和５年度の企業主導型保育事業について（委託事業の実績について）
資料３：令和６年度の企業主導型保育事業について
（児童育成協会の活動方針について（補助事業））
資料４：令和６年度の企業主導型保育事業について（委託事業の方針について）

＜委員会内容＞

１．開会

（吉田座長）

・ 本委員会の議事等の公表について、令和５年度委託事業の指導監査業務における個別の事業者に関する事案を扱う観点から、冒頭は非公表とし、委員会の傍聴を認めないこととする。その際、個別施設名の記載は行わない形で、構成員の皆様方からのご指摘事項を記載した議事概要を作成し、後刻公表を行うこととする。当該説明終了後、公開にて、令和５年度及び令和６年度の企業主導型保育事業について議題とし会議を行うこととさせていただく。

【各委員に諮り、了承】

２．令和５年度委託事業の指導監査業務における個別事案について

こども家庭庁より、事案の概要を説明。委員からの主な指摘は、以下のとおり。

・ 特別立入調査を始め必要な監査が実施できないということは、保育全体や公益的な観点から見て問題が起きかねないため、引き続きしかるべき対応を取るべき。書類だけでは確認できず立入調査を実施しなければ把握できない実態もあるだろうし、逆に、書類等で多数の不備や悪意があるということは保育そのものに関しても問題を抱えている可能性があり、良い意味で厳しい対応が必要。

・不正受給の疑いのある事案については、単なるミスか故意によるものか精査が必要。その上で故意による不正については、事前に専門的財務監査が行えず、その結果、不正を見抜けなかったということにならないようにするべき。

・ 設置事業者側と現場の園長や保育士側との間で円滑な意思疎通ができていないと、仮に新しい園長が配置されても継続せずまた替わってしまったり、保育士がすぐに退職してしまう事態も想定されるため、設置者においてはその点もよく留意することが必要。

３．令和５年度の企業主導型保育事業について

【協会より説明】

資料１（令和５年度企業主導型保育事業（補助事業）について）に基づき説明。

（審査状況）

・間接補助事業における審査部門について説明する。審査の状況について、令和４年度の完了報告については、新システムへの移行も控えていることもあり、審査担当者のスキルアップを図るとともに、例年よりも前倒しで進め、運営費4,492件、令和３年度から繰り越しをした整備費34件の審査を９月末までに概ね完了した。また、計画的な施設運営を促すために、令和４年度分から開始いたしました「事業計画申請」については、令和６年度分については、新システムによる提出を求め、現在審査を実施中である。なお、事業計画申請に先駆けて、図面の変更を伴う事業内容の変更を検討している事業者を対象に、弊会所属の一級建築士による、事業計画申請に先駆けた事前相談を実施した。次に月次報告審査について、毎月約4,500

件の審査に取り組んでいる。令和５年度には、保育士など処遇改善臨時加算を申請している事業者に対し、臨時加算から処遇改善など、処遇改善等加算Ⅲへの変更を受け付けた。また、医療的ケア児保育支援加算の創設に伴い、現在、申請及び審査を実施中である。次に、その他審査対応について説明する。事業譲渡審査委員会において、10月に14事業者17施設、３月に８事業者11施設の事業譲渡を承認した。また、緊急案件について、審査委員会とは別に個別対応として２事業者、２施設の事業譲渡を承認している。また、子育て安心プラン等により、11万人の受け皿整備に向け、取り組んできたが、定員が概ね達成されたこと等により、新規募集は実施しないとの国の方針に沿って、令和４年度以降、新規募集は実施していない。

（システム）

・新システムの開発状況について説明する。開発が遅延し、御心配をおかけした。前回報告したとおり、令和５年１月稼働予定であったが、審査スケジュールに支障がないよう、稼働開始を１年延長した。令和６年１月の稼働は予定どおり開始している。一方、令和６年４月に申請・審査の全機能が稼働予定であったが、開発ボリュームが想定以上に肥大化したため、各機能の業務開始に合わせて４月と６月に分割してリリースすることとしている。また、本システム導入に伴う導入効果については、自動計算の仕組みの導入や保育支援システムとの連携により、施設側の業務負担の軽減が見込まれる。また、附帯効果として審査業務の負担の軽減も見込まれる。

（助成決定の取消し・取りやめ・休止）

・令和４年度に助成決定の取消しを行った２施設、令和５年度行った１施設は、いずれも破産手続開始決定を受けたものである。また、令和５年度に取りやめを行った17施設のうち、返還が必要な施設は６施設あり、うち４施設は２月末までに返還済みとなっている。残り２施設のうち、１施設は現在交渉中であり、もう１施設は、取りやめ予定日が３月31日ということで、未到来分となっている。次に、１か月以上休止した施設数について、２月末現在で33施設ある。前回報告時の５年３月末対比では、18施設分減少している。また、33施設のうち、休止が１年を超えている施設は５施設であり、前回報告時は13施設であったので、半減している。

・財産処分等の手続きについて、承認されたのは令和４年度から累計で137施設である。転用については、建物の用途の変更が15施設ある。事業譲渡関連については47施設であり、譲渡の内容としては、運営委託事業者への譲渡、組織形態変更に伴う譲渡、他の事業者への譲渡に分類されており、そのうち運営委託事業者への譲渡、他の事業者への譲渡については、第三者の審査委員で構成されている審査委員会において厳密な審査を経て事業譲渡を決定している。廃棄は31施設あり、児童確保の見込みなし、賃貸借契約の終了、明け渡しなどが要因である。担保に供する処分については、２年間で38施設である。

（定員充足状況）

・令和５年10月時点での定員充足状況は78.5%である。令和３年から同５年までの比較及び従業員枠、地域枠定員における充足率については、従来から説明してとおり、年度の初めの４月に認可保育所への転園などを主因として少なくなり、７月、10月、１月と現員数、充足率

が上昇する傾向がある。また、年度ごとの現員数、充足率を比較すると、ともに年々増加していることが読み取れる。

（児童育成協会の体制・人員推移）

・協会の組織体制及び人員推移については、従前、関西支所につきましては独立組織であったところ、令和５年４月に指導・監査部の部内組織に再編した。人員の推移については、審査体制強化の観点から先行して審査部の人員増強を中心に取り組み、さらに指導監査部、企画部の人員増強に努め、その後、こども相談支援部、審査渉外室等を立ち上げ、組織強化に努めた結果、令和５年４月１日現在では総勢306名の体制となった。また、保育士の採用も増強に努め、31名まで増やしている。

【こども家庭庁より説明】

資料２（令和５年度企業主導型保育事業（委託事業）について）に基づき説明。

・令和５年度より、指導・監査及び研修、そして相談支援業務につきましては国の関与を強めるという観点で、委託事業として実施しており、今年度は児童育成協会が受託しているという状況である。

（指導監査）

・立入調査については、休園施設を除く全施設に年に１回調査を行うものである。協会による実施状況については、監査対象4,117施設への監査を完了している。なお、そのうち、協会からの再委託については、東日本エリア、東海エリアの約300施設において実施されている。９割以上が協会で自ら実施をいただいている状況である。また、関西支所管内では自治体との合同調査も実施している。こども家庭庁になり、認可外保育施設全体を担当することとなったため、日々、自治体と連絡調整も行っているところ、引き続き、連携強化に努めてまいる。

監査の質の向上及び均一化が課題として以前より指摘されている中で、協会においては、グループリーダーの育成を図る、あるいは実効性ある調査の手順書やマニュアル等の整備に努めてもらっているところ。立入調査における、主な文書指摘事項についての内容については、配置基準の満たせていない時間帯があるという点、また、乳幼児の利用開始時の健康診断の確認や、年に２回の健康診断の実施、職員の健康診断などについての指摘が多くなっている。

立入りを行った全4,417施設のうち、3,354施設が何らかの改善を要する施設であり、現時点で、そのうち99.6%の施設から改善報告書の提出があるという状況。

専門的な指導・監査については、専門的労務監査と専門的財務監査をそれぞれ500施設ずつ、再委託で実施しており、いずれも、過去の立入調査で労務、あるいは財務に関しての指摘を受けている施設等、通常立入調査における指摘を踏まえて施設を選定しているもの。労務監査では、給与規程に基づいて給与の支給がなされていない、あるいは割増賃金について不適切な運用がなされているというような指摘が多くなっており、500施設全施設で何らかの指摘があった。１施設を除く499施設から報告書が出ているという状況。財務監査での主な指摘事項については、収支計算書に助成対象外の支出が計上されているものが多くなっているところ、分かりにくい点について手引などで、より丁寧に周知をしていくということが必要であ

ると認識している。496施設が何らかの指摘を受けており、そのうち471施設から改善報告書の提出が行われており、提出率は95%となっている。
財務監査における中長期的検討課題への対応状況については、ほぼ毎月、財務監査についての研究会を開いており、保育業務の運営委託について運営委託費が正当であるか、合理的な必要性、妥当性の検証が必要等の観点から検討を行ってきた。今年度の専門的財務監査対象の500施設のうち、業務委託を行っている施設は89施設であり、その中で契約事務の処理状況、委託業務や経費支出の内容の合理性、妥当性の検証などを行ってきたが、一部施設においては、競争見積りを行っておらずに経済的合理性を検証した証跡がないものもあったため、今後も、業務委託の合理性、必要性の判断などについて注視していくとともに、事業者の理解にも資するような、フロー図、チェックリスト、ガイドライン等をどういった形にするかについて、現在、検討を行っているところ、何か示せるものを考えていきたい。また、年度報告や完了報告などの手引で手順例の掲載をする等、FAQを充実させるということも検討していく。また、設置事業者に対して、委託先での運営委託も助成金の使用となるところ、その使用内訳の提出を求めるなどの対応も必要ではないかと考えている。
特別立入調査については、同調査については不適切保育や不正受給・申請の過誤などについて情報提供があった場合に、抜き打ちで実施する調査であり、今年度は地方自治体と、特に不適切保育の事例について合同調査も行った。対象施設は41施設あり、不適切保育が17施設、不正受給、あるいは申請の過誤が29施設となっている（重複含む）。主な指摘内容については、不適切保育においては、多くは食事介助の対応や、たたく、引っ張るなどの有形力の行使などの不適切事案、不正受給・申請の過誤においては、加算職員の要件が満たせていないというものが多くなっており、その他にも、週開所日数などについての申請の過誤等が指摘されている。
午睡時の抜き打ち調査については、０、１歳児の児童が多い施設、あるいは保育士比率が100%未満の施設などから、事故報告や情報提供、あるいは立入調査で多くの指摘があった施設を優先的に選び、約600施設に実施している。年度当初の計画以外にも、年度途中で通報等を受けたときに、午睡時の抜き打ちという形態で調査を行ったものも含まれている。主な指摘項目については、午睡室の設備面、あるいは保育従事者の配置、その他、うつ伏せ寝の児童、あるいは、うつ伏せに近い児童が見られたということがあり、午睡時は重大事故につながりやすい時間帯であるため、引き続き、確実に指導・監査をしてまいりたい。
（研修）
・研修については、メニューは、施設長等研修、保育士研修（キャリアアップ研修）、保育安全研修、中堅指導者養成研修の４つがある。施設長等研修については、令和４年度に東京地区で集合研修を行ったところ、今年度は10月から11月にかけて、全国７都市で８回、対面での研修を実施した。全ての会場において、そのエリアを担当している巡回指導員、また、開催地の自治体担当者も出席し、研修と併せて協会、事業者、自治体をつなぐ接点としての機能もあったものと考えている。研修のテーマは、施設長向けであるため、現場職員の雇用の維持・確保という園運営のマネジメントについてのグループディスカッションや講演などとな

っている。保育安全研修については、今年度は、保育室内の環境整備、危険回避をテーマに、現場の保育士に参加してもらい、好事例、あるいはヒヤリハット事例などの共有を行った。中堅指導者養成研修については、今年度初めて実施した研修であり、各施設における次世代の保育施設を牽引し得るリーダーとなり得る中堅保育士を対象に、協会にて完全自主運営にて行ったものである。非常に満足度も高く、次年度以降もこのような研修を実施してまいりたい。

（相談支援等）

・電話・メールなどでの相談対応については、相談支援業務における回答品質の向上が課題となっているところ、自動音声の案内やFAQの充実、また、相談員への研修等、品質の向上に努めているところ。１月以降は新システムを段階的に稼働させていることによる問合せが急増したため、通知やFAQの充実など、即時対応も実施しているところ。相談窓口に関するアンケートも事業者を対象に実施しているところ、いただいている指摘については、回答内容の均質化等があり、そのような課題について、引き続き改善に努めていく。また、今年度は不適切な保育の相談窓口について、従前より、協会の機能として存在していたところ、広く認知されるよう協会内ホームページに専用ページを設けるなど、広報、周知を図っている。不適切保育については社会問題の意識が高まっていることも影響し、相談件数が増えており、中には利用者や職員だけではなく、近隣住民から相談窓口への情報提供というものもあった。引き続き、このような取組も行っていきたい。

巡回指導については、600を超える施設に対して巡回指導を行った。また、毎月１回、巡回指導会議を開催し、特に現場からのニーズが高いテーマ、例えば多様性の尊重や保護者の支援、こどもへの関与の仕方などについて意見交換を行い、巡回指導の標準化に努めている。巡回指導を実施する前には、事前に確認シートを対象施設に送付し、どのような点について助言を求めるかについて確認を行うが、保育士の立場からは、こどもの発達過程や家庭環境に応じた保育・援助への取組等について、設置者の立場からは、マネジメントや職員の育成についての内容が多く寄せられているところ。今後、巡回指導で得られる内容や知見、意見を基に発行物を作成し、ポータルサイトを通じて全施設を対象に周知をしていくこと等を検討している。また、巡回指導に関してもアンケートを行っており、満足度などおおむね高くなっているものの、時間配分や実施時間の長さについて、あるいはもっと話を聞きたかったなどの御要望をいただいているので、次年度に活かしていきたい。

相談支援の一環として行っている経営状況の監査に関するものについては、審査渉外室にて行っている業務である。総事業者数である約3,300社から決算書を徴求し、その内容を精査し、財務健全性に懸念の徴候のある事業者に対してヒアリングを行った。経営不振事業者に対しては事業譲渡などの施設承継の支援を行い、令和５年度においては、現時点での実績として、事業譲渡とM&A、それぞれ進行中のものを含め、４件ずつの事例が生じている。また、データの収集・分析を行う中で、業態悪化の予兆として財務内容に問題を抱える中で手元資金の急激な低下が予兆として現れているというような傾向が分析できていること、また児童の充足率が高く運営が安定している施設については、例えば設置者、あるいは施設長の運営マネジ

メント力が高いこと、あるいは保育の理念が非常にしっかりされていて児童が確保できていること、共同利用契約について地元の企業との連携がうまくいっているなどの好事例も分かってきたため、こちらはヒアリングを行う際の助言に活かしている。また、利用可能な加算についても適宜紹介を行っている。課題としては、財務分析データを拡大していくことで、より網羅性を高めていくということ、また、財務状況の評価の指標に改善点がないかということについて、今後さらに検討していきたい。

（令和６年能登半島地震被害報告等）

・能登半島地震の被害報告については、石川県、富山県、福井県、新潟県の被害４県において、企業主導型保育施設は82施設存在しており、発災後、速やかに状況確認を行い、当初は数日間、全面休止あるいは一部開所だった施設があったが、現在は、全ての施設が通常どおり運営を実施している。被害があった16施設については、壁の亀裂、備品の破損など物的被害について報告があった。また、例えば、月次申請の期限の延長などについての相談もあり、適宜対応している状況である。

【質疑応答】

（石毛委員）

・助成決定の取消しについて、助成決定の取消しを実施し、助成金の返還が必要な施設が令和４年度分で２施設、令和５年度で１施設あるとのことだが、破産してしまったということになると、助成金の返還は現実問題としては難しく、破産配当があればそれを受け取るけれども、配当を受けられなかった部分はもう返してもらえないということであり、これ自体はやむを得ないと思うところ、そのような形で財務的に破綻してしまうようなところには助成しないようにする、そういう事態を未然に防ぐという努力を、制度的にしてきたはずであり、審査の段階でも厳しく見てきたであろうし､専門的財務監査も実施してきたと理解している。しかしながら、少数ではあるが、こういう形で破綻してしまうようなところに、結果的に助成をしてしまったということは、どうにかして防げなかったものか。これについて協会はどのように考えているのか。

（児童育成協会）

・全事業者において、新規募集に基準に合わせて、その後の赤字の期間や債務超過の状況等についてチェックを行っており、スクリーニングをかけて、対象先を絞ってヒアリングを実施している。ヒアリングの実施方法としては、状況に合わせて毎月行っているところもあり、その他、３か月、６か月、１年と行っているところ、この１年間の活動状況を見ていくと、コロナ禍で収まったこともあるのか、本業が回復しているところが比較的増えてきている印象がある。一方、御指摘のように、突然の破産もあり、どの程度網羅性を持って行っていくのかというものが一つの課題である。例えば、業績悪化の予兆データ、手元流動性の問題については、後から見てみると、流動性がかなり落ちているようなところでの業績悪化ということもあったので、いずれにせよ、財務分析データの拡大による網羅性をもう少し向上させていきたいというのが一つの課題であるところ、来年度以降の改善策として、更なる評価指

標を検討していかなければいけないと考えている。

（石毛委員）

・破産した３件については、現在の調査の精度では予測できなかったが、今後、原因を究明し、なぜ発見できなかったかについて検討し対応を考えていく、という理解でよろしいか。

（協会から回答）

・先ほど申し上げたような新規審査の基準でいうと、決算書だけが問題であるという点で限界はある。その他、定性的要因によるチェックも行っており、それはヒアリング対象にしているところ、今回の件については、後で見てみると、流動性が極端に下がっていたという反省があり、そのような要素も今後加えていかなければいけないということから、今後は網羅性の確保を実施していきたいと考えている。審査渉外室については令和４年６月に発足したところ。それまで、事業者から決算書について入手ができていなかったが、各事業者より入手することを徹底し、今、データをまさに積み上げている最中ということであるため、その信頼度合いの向上、あるいは手法の改善を並行し行っているところである。

（石毛委員）

・今後の対応を御検討いただいていること、また、伺った範囲においては、当該の案件も粉飾や隠蔽等による不正である事案ではないと思われる点については安心している。

（平川委員）

・特別立入調査の実施状況について、不適切保育等が17施設と件数が多いように思えるが、これらを指摘する、発見することはとても重要ではあるが、その後、どのようなフォローを事業者に対し行っているのか。また、児童福祉法上の指摘について、認可外保育施設への指導として、自治体との連携等、どのような形で行っているのか。

（児童育成協会）

・不適切保育については、指摘し、その後必要に応じフォロー監査や午睡調査を実施したり、自治体と協力して監査を実施するフォロー監査を行っている。それらによりフォローは十分行われているものと承知している。

（吉田座長）

・不適切保育と認識されたところは全てそのような対応を行っているという理解でよろしいか。

（児童育成協会）

・不適切保育として指摘した後の監査である。不適切保育の通報が来た際には、全て特別立入を実施しており、その際、ビデオ録画で確認できるところは全てビデオ録画で確認し、不適切保育と認定をした際には、口頭指導や文書指導を行い、事業者に改善を求めている。その後、改善報告書の提出を事業者に求め、更に、午睡調査等によりフォローしていくもの。

（平川委員）

・電話・メールによる問い合わせにおける保育運営に関する相談について、具体的にどのような内容であるか。

（児童育成協会）

・実際に保育における不安材料に係る問い合わせ等が多くなっている。

（平川委員）

・具体的には職員や施設長からの問い合わせが多いのか。認可外保育施設は若い職員が施設長を任されているケースもあり、企業主導型保育に限らず、我々も、普段悩んでいることを相談してきているというケースや、運営事業者の首脳部に相談しづらいために問い合わせしているのではないかという認識があり、そのような実態が企業主導型保育においてもうかがえるのかという観点で質問しているところ。

（児童育成協会）

・そのような場面もあるところ、保護者への対応やその他の悩み、また、審査に関することについても問い合わせがある。施設長からの相談が多いと認識している。

（的場委員）

・これからの時代に合わせた保育ということで、質の向上に向けた保育というところにフェーズが変わったと感じている。そのため、多様な保育を受け入れる体制を充実させることがこれからは必要であると感じている。それらを踏まえて、まず一つ目の質問として、医療的ケア児保育支援加算について、このように多様な保育に合わせる形での受け皿の整備はとても重要であると認識しているが、実際には受付件数が21件で、承認されたのがおおよそ半分であると、なかなか認められにくいという現状があると見受けられるがそうであるのか。二つ目の質問は、審査渉外室のデータの収集・分析について、児童の充足率が高く運営が安定している施設の要因は、マネジメント力の高さ、連携促進が充実している点であるということについて、とても好事例であり、重要な情報であると認識している。ついては、その内容について具体的に教えていただきたい。

（児童育成協会）

・一つ目の質問については、医療的ケア児保育支援加算の申請・承認については、こども家庭庁と協議会を設け、検討を行っている。現在、21件中、承認が12件であり、その他の８件は細かく調査すると、対象児童がいないといった状況である。

（こども家庭庁）

・21件の申請があったが、細かな書類の求めや、児童の主治医による診断書の提出等、自治体において実際に児童が医療的ケア児であって集団保育として当該企業主導型保育施設で受け入れるということについての調整等を実施し､実際に申請が取り下げられたものについては、例えば看護師の確保ができなかったことや、入所予定の児童が他施設に入所する等、その対象児童がいなくなったことにより、実態として取り下げられたケースが多くなっている。

（児童育成協会）

・二つ目の質問については､審査渉外室において､対象事業者に対してヒアリングを行う中で、業績の向上要因や、業績が悪くなった要因の分析において、充足率について非常に重視しており、充足率が上がった企業のうち、50社程度にヒアリングした結果が資料に記載したものである。その他の要因として、地域要因もあると思われる。人口が減っている中でも地区人口が増えているようなところもある。また、自治体と連携を持っていることや、募集活動を積極的に行っている施設がうまくいっているということでもあり、今後は、このような調査

をしっかりと行っていかなければいけないと感じているところ、こども家庭庁とも相談しながら進めていければと思っている。一方、立入調査において、充足率50%以下というのはおおよそ4,400施設のうち500施設ほどあり、率で言うと11%ほどであるが、これらの施設へのフォローが必要であると感じていることから、当該施設へのヒアリングを念入りに実施し、必ず指摘をして、施設から改善策を提出してもらっているが、現在、その調査内容の精査・分析を行っているところ、次回の点検評価委員会においては御報告ができるものと考えている。

（吉田座長）

・充足率について、この２、３年の間で、それぞれ10月時点での充足率を比較すると徐々に上がってきている。普通に考えれば、昨今、待機児童が縮小し、少子化によりこどもの数が減っているなかであるが、充足率が逆に若干でも上がってきている。この要因をどのように分析しているか。

（児童育成協会）

・要因の分析においては、経営指標や、運営指標を重視している。過年度においては、新規募集の審査等あった中、今年度、それらの指標がほぼ固まった時期となったと認識しており、今後、本格的な調査や分析を行うべく、既に協会内において勉強会を立ち上げているところである。一方、政策に絡む話も相当あると認識しているため、こども家庭庁ともよく連携を取りながら、定員の問題等もある中、慎重に対処していきたいと思っている。

（吉田座長）

・本委員会において、従前より多くの委員から意見が出ているように、充足率全体だけではなく、その分布を出してもらいたいと何度か申していて、各委員会の開催毎に提出いただくことが、委員各位から意見をいただいた観点からも重要であると思うし、先ほども質問があったが、充足率が高く運営が安定している施設においては、経営マネジメントや、地元との連携ということが要因であること、その裏返しで言えば、そうでないところが逆に赤信号が近づいているということであることから、好事例的発想も重要であるところ、その逆の発想をすれば､早くそのシグナルをキャッチして早めにチェックして手を打つということも､今後、少子化が進む中では重要であるかと思うので、そのような点も重々御検討いただければありがたいと思っている。

（渡辺委員）

・ただ今の話に関連し、我々横浜市の認可保育施設も今年度、非常に多くの方に御利用いただいているところ、その一つの要因として我々が考えているのは、新型コロナウイルスの影響がだいぶ和らいだため、働いているところに戻りたいという方が増えたということである。横浜市においても、令和５年４月に復帰したいという方の認可保育施設への申請が急増し、逆に認可保育施設に入れない方も多くなっていたという状況である｡そのような状況の中で、企業主導型保育施設を利用いただいた方も多くいらっしゃったと認識しているので、そのようなことも一つの要因であると考えている。

（吉田座長）

・資料２の資料における文書指摘事項については、立入調査4,417施設のうち1,063施設が改善不要施設であり、言い換えれば、その逆の数の施設については、改善報告書提出ということになっていると見受けられる。そして、専門的財務監査についても同様の記載があるが、専門的労務監査については、500施設のみで改善不要施設の数等が示されていないところ、これにはどのような事情があるのか。

（こども家庭庁）

・資料表記に揺れがあり申し訳ない。専門的労務監査については、500施設全ての施設に何らかの指摘があったが、現在、１施設を除く499施設より改善報告書の提出があったところ。

（吉田座長）

・改善不要施設はなしということでよいか。

（こども家庭庁）

・然り。

（吉田座長）

・そうであれば、改善不要施設が相当少ないということであり、改善が必要な施設がかなり多いような印象を受ける。認可保育所が同様の状況であるかは不明であるが、さすがに対象施設がかなり多いと見受けられるので、引き続き、協会においても、この点について改善されるような工夫、努力をしていただきたい。

（吉田座長）

・構成員の皆様方から多くの御意見を頂戴した。それぞれの意見を協会にてしっかりと受け止めて、より適切な事業実施に努めていただきたい。ついては、今回の議題である、補助事業について、いただいた様々な意見は真摯に協会において対応いただき、来年度の協会における業務に十分に反映していただくこと、また、来年度も本委員会が開催されることから、その反映状況等について報告いただくということを前提に、本委員会として、来年度も児童育成協会が企業主導型保育事業の実施機関として助成事業を実施するということとしてよろしいか。

【各委員に諮り、了承】

・特段の異議がないようであるため、来年度も児童育成協会に引き続き実施機関を担っていただくことが認められたということとなった。

４．令和６年度の企業主導型保育事業について

【協会より説明】

資料３（令和６年度の企業主導型保育事業（補助事業）について）に基づき説明。

（補助事業部分人員体制）

・協会の間接補助事業分の組織体制については、審査部が間接補助事業の主体となっており、総務部、財務部、企画部は事業全体の間接部分を担っている。審査部の活動方針については、審査のスピード・正確さの維持・向上のため、担当者にスキル・ノウハウを蓄積する。内製

化を推進し、マルチタスクプレーヤーの育成に努め、臨機応変なチーム編成を可能とし、課ごとに異なる業務の繁忙期に柔軟に対応していく。また、事業者の利便性、適正な申請・審査レベルの向上のため、新システムへのスムーズな移行を推進していく。そのために、特に分かりやすいマニュアルの整備に努めていく。

（審査業務の活動方針）

・完了報告等の申請については、新システムによる完了報告申請に適切に対応していく。従来以上に指導監査部・子ども相談支援部との連携を強化していく。月次報告審査について、関連部との連携をさらに強化し、ルールの明確化、標準化、効率化に努めていく。

（システム）

・システムについては、分割リリースとなることから、分割リリース時のそれぞれのタイミングにおいて、スムーズにサービスインできるよう、開発ベンダーとの緊密な連携体制をさらに強化し、プロジェクト管理を徹底していく。

【質疑応答】

（馬場委員）

・このシステムは事業者にとって負担軽減となることも大事な目的だと思っているところ、資料にも事業者の利便性に係ることが掲げられているわけであるが、利便性というのは、実際に使っている人が感じるものであるところ、その開発の工程の中で実際に利用する方が操作をしてみて、使い勝手についてどうであったという感想を収集し、その意見を開発にまた反映するといったことは行われているのか。

（協会から回答）

・開発の工程の中で実際に利用する方に入っていただいてオペレーションを一緒に行うことが理想ではあるが、先に申したとおり、開発スケジュールが少々タイトになっていることから、そこには至っていないということが現状である。それだけではよくない状況であると認識しているため、次善策として、企業主導型保育事業ポータルサイトにアニメーションも交えた操作マニュアル等を、マーケットインになること期待し開示しているところ。それらについては、逐次ブラッシュアップをし、適宜スケジュールに沿って公開を予定しているので、御容赦いただきたい。

（吉田座長）

・いろいろな企業主導型保育施設から、今回の新しいシステムはなかなか良くなったという評判は聞いている。一方、その園が持っているICTのシステムが多様で、園によってはシームレスに新システムに繋ぐことができず、改めて、エクセルシートに移し直してそれを新システムに登録しなければならないという話も聞いていることから、改善の余地はまだあるのかと思われる。これは要望になるが、７月ごろまでにほぼシステムが完成すると伺ったので、以後、そのような声も拾ってもらい、より使い勝手の良いシステムにしていっていただきたい。

・それでは、説明いただいた件について各委員において了解いただいたということとさせていただきたい。委員からの意見も受け止めていただき、より適切な運営に努めていただきたい。

・続いて、令和６年度の企業主導型保育事業の委託事業の方針について、こども家庭庁から説明をしていただきたい。委員会冒頭に御説明があったように、まだ確定していない部分があることから、児童育成協会は退室いただきたい。

【こども家庭庁より説明】

資料４（令和６年度の企業主導型保育事業（委託事業）について）に基づき説明。

（指導・監査業務）

・指導、監査については、監査の立入調査、午睡時抜き打ち調査や専門的財務監査、専門的労務監査について引き続き実施していく。御指摘いただいたとおり、要改善施設が件数として多くなってため、なるべく事業者にも分かりやすく様々に手続を伝えていき、申請の過誤やミスがないようにしていただきたいことを事業者に理解いただくよう努めてまいりたい。また、今年度も一部、自治体と協力・連携の下、指導・監査を行ってきたところ、引き続き、指導・監査の実施計画を事前に共有するなど、自治体との合同での調査、あるいは不適切保育などについては、まさに合同で行った方がよいということもあるので、連携・協力を依頼していきたいと考えている。

（研修業務）

・研修業務について、施設長等研修、保育士研修、保育安全研修、中堅指導者養成研修といった、本年度も行った研修メニューについて、来年度も引き続き行っていく。こちらも、自治体と問題事案があったときの連携だけではなく、通常の研修においても、顔の見える関係性を構築できるよう、御協力いただけるように連携をしてまいりたい。資料に記載していないが、保育士研修（キャリアアップ研修）については、現在、企業主導型保育としてのキャリアアップ研修を受けていただくと、その効果というのは企業主導型保育施設で勤務するときにのみ有効ということであり、企業主導型保育事業を運営している事業者の中には認可保育所も運営されているケースもあり、法人内での人事異動等もあると聞いていることから、認可保育所でも通用するよう、認定を受けるということも検討していきたいと考えている。

（相談支援等業務）

・相談支援業務について、先ほど指摘いただいたように、事業の継続性について、早期のシグナルキャッチに努めるような分析、あるいは、好事例の一層の分析も行い横展開をしていくというような取組を進めてまいりたい。

【質疑応答】

（石毛委員）

・こども家庭庁からの説明に対し異存はない。続いて、要望になるが、先ほど座長より、専門的財務監査・専門的労務監査について、要改善とされる事案の率が非常に高いのではないかという指摘があり、私もそのとおりだと思うところ、企業主導型保育事業というのは専門的監査以外の監査や調査、つまり通常立入調査や午睡時抜打ち調査、その他一般的な調査についても、他の類型、例えば、認可保育施設と比べて成績が悪いのか、いいのか、もし可能で

あれば、その分析結果について次回以降の委員会でお示しをいただけるとありがたい。つまり、極端な話、この企業主導型保育だけ極端に成績が悪いということであると、この委員会自体、何のために存在しているのかということになるし、他の類型においてもこの程度は仕方がないということなのであれば、企業主導型保育においてもやむなし、ということになろうと思う。そのような判断もあることから、次回以降の委員会において、可能であればお示しいただきたい。

（平川委員）

・研修について、中堅指導者養成研修というのは、先の実績の際の説明に鑑みても次期リーダーを担うという内容にふさわしい内容になっていると思うが､140人という人数は少々少ないと思ったが、今後増やしていけるような状況であるのか。

（こども家庭庁）

・令和５年度は試行的に東京と大阪でのみ開催したが、令和６年度の委託先事業者が決まった際には、拡充に向けても調整を進めたいと思う。

（平川委員）

・ぜひお願いしたい。

（忽那委員）

・研修の話なども聞かせてもらったが、キャリアアップ研修に関して、認定を取ることを検討していくということであるが、認可保育所に勤めている現場の保育士たちも研修の機会は多いようで少ないため、例えば、企業主導型保育事業にて行っている研修を認可保育所の保育士に対しても門戸を開いていただくとか、作成された研修の録画をオンラインにてアーカイブ配信するなど、研修の機会を広げてもらえると非常に助かると認可保育所の関係者として強く思っているので、検討をいただきたい。

（的場委員）

・相談支援が非常に大事だと思う。研修においてもそうであるが、巡回指導員の標準化というのもとても大事であると思う。月１回、勉強会をしているということであるので、このような形で指導員へ目配りを行うことも非常に大事だと思った。

（馬場委員）

・先ほどの石毛委員の発言で、企業主導型保育施設における指摘事項が、他の保育施設等の指摘事項よりも多いのであればそれは気にかかるというお話があり、それを受けて気がついた点であるが、専門的財務監査における主な指摘事項の中で、企業主導型保育事業ゆえに目立つ指摘事項というのが、親族、役員関係会社との取引の適正性が確認できないことであると思う。こちらについては、認可保育施設等、企業主導型保育施設以外における指摘ではほとんど挙がってこないものと認識しているが、企業主導型保育施設ゆえにこの指摘事項が挙がっていると思っている。そういう意味では、契約の透明性、適正性というのが今後のポイントになると思うし、令和６年度以降、重点的に見ていく必要があろうかと思う。もちろん、それを受けて、中長期的な課題の中で、業務委託の合理性、透明性確保について、考え方をまとめて指導していくというような方針が打ち立てられたのだろうとは思うが、監査と指導

とを合わせて、より両者間における取引の透明性確保に向けて、丁寧な指導、支援を進めていただきたいと考える。

（吉田座長）

・最後に一点。本当は児童育成協会に聞いていただいたほうがよいが、書類をはじめ様々な資料やデータの分析に基づいて、いろいろな予兆を発見し、あるいはいろいろな運営改善に努めるというのは当然ではあるところ、５～７ミリ大のリンゴを刻んで食べて、火を通していなかったということが原因で大変な事案が生じたところ。これは、書類やデータだけでは見られない、それでも重要な要素であるので、全て立入調査ができるわけではないが、定性的なことを含め、そのあたりの目配りをしないと、このような事案が他にも何件か出てくると、おそらく、企業主導型保育事業の制度そのものの批判を受けることになりかねず、私はそれを一番恐れているので、やはりこどもの命に関することだけは、認可、認可外を問わず、しっかりやっていただきたいと思うし、これは児童育成協会において、しっかりグリップを効かせて、それをしっかりとこども家庭庁がバックアップを行う、という視点が私は重要だと思っているので、ぜひしっかり対応いただければありがたいと思っている。

・今日、出席いただいた構成員の皆様方からも非常に様々な御意見を頂戴した。これらの意見をしっかりと受け止め、引き続き、より適切な事業実施に努めていただきたいと思っている。よろしくお願いしたい。

５．閉会